

## 東日本大震災の被災者支援活動を行う公益法人に対する寄附金の税制上の優遇措置の内容について

東日本大震災の被災者支援活動を行う公益法人が募集する内閣府の確認を受けた寄附金(平成 25 年 12 月 31 日までに支出するものに限ります。)については、下表のとおり税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

個人が寄附した場合	所得控除：寄附金額(総所得金額の 80 %を限度)-2,000 円
法人が寄附した場合	指定寄附金として全額損金算入

この税制上の優遇措置を受けるためには、個人の寄附者の方は、公益法人から受領した寄附受領書及び確認書の写しを確定申告書に添付又は提示してください。

法人の寄附者の方は、確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した当該指定寄付金に関する事項を記載し、当該受領書及び確認書の写しを保存する必要があります。